

産業環境委員会報告資料

令和2年11月12日

報告事項件名	頁
(1) 消費生活相談及び中小企業相談のリモート相談の実施について・・・・・・・・	2
(2) 雇用調整助成金活用促進事業及び緊急経営資金（新型コロナウイルス対策資金） 融資の受付状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会の評価結果について・・・・・・・・	6
(4) 小規模事業者経営改善補助金（新型コロナウイルス感染症対応特別枠）の申請 状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(5) 「光の祭典2020」の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	16

(産業経済部)

産業環境委員会報告資料

令和2年11月12日

件名	消費生活相談及び中小企業相談のリモート相談の実施について																					
所管部課	産業経済部 産業政策課消費者センター、企業経営支援課																					
内容	<p>コロナ禍での新たな相談手法として、産業経済部で実施する消費生活相談及び中小企業相談業務について、オンラインによるリモート相談を12月15日から実施する。</p> <p>1 導入スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">11月初旬</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT戦略推進担当課よりアカウント配付 ・ 運用手順準備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月中旬～ 12月上旬</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試用期間 ・ 区ホームページ掲載 ・ あだち広報12月10日号掲載 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月11日</td> <td>・ リモート相談事前予約開始</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月15日</td> <td>・ リモート相談開始（本格稼働）</td> </tr> </table> <p>※ 両相談業務の個人情報保護審議会諮問は9月4日に承認済み</p> <p>2 内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">消費生活相談</th> <th style="width: 35%;">中小企業相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">申込方法</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">事前予約制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械媒体及び台数</td> <td style="text-align: center;">パソコン 1台 (新規購入 相談専用)</td> <td style="text-align: center;">iPad 1台 (既存利用を併用)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">映像アプリ</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">Webex Meetings</td> </tr> </tbody> </table>		11月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT戦略推進担当課よりアカウント配付 ・ 運用手順準備 	11月中旬～ 12月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試用期間 ・ 区ホームページ掲載 ・ あだち広報12月10日号掲載 	12月11日	・ リモート相談事前予約開始	12月15日	・ リモート相談開始（本格稼働）		消費生活相談	中小企業相談	申込方法	事前予約制		機械媒体及び台数	パソコン 1台 (新規購入 相談専用)	iPad 1台 (既存利用を併用)	映像アプリ	Webex Meetings	
11月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT戦略推進担当課よりアカウント配付 ・ 運用手順準備 																					
11月中旬～ 12月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試用期間 ・ 区ホームページ掲載 ・ あだち広報12月10日号掲載 																					
12月11日	・ リモート相談事前予約開始																					
12月15日	・ リモート相談開始（本格稼働）																					
	消費生活相談	中小企業相談																				
申込方法	事前予約制																					
機械媒体及び台数	パソコン 1台 (新規購入 相談専用)	iPad 1台 (既存利用を併用)																				
映像アプリ	Webex Meetings																					
問題点 今後の方針	今後、リモート相談の希望者数が多い場合は、相談時間枠や利用方法（消費生活相談）、アカウント数及び台数・容量増（中小企業相談）を検討していく。																					

産業環境委員会報告資料

令和2年11月12日

件名	雇用調整助成金活用促進事業及び緊急経営資金（新型コロナウイルス対策資金）融資の受付状況について																																													
所管部課	産業経済部 企業経営支援課																																													
内容	<p>足立区で5月から実施している社会保険労務士による雇用調整助成金申請に係る事務手数料助成（雇用調整助成金活用促進事業）の受付状況並びに新型コロナウイルス感染拡大による緊急経営資金の受付件数等、融資実行状況の令和2年10月末までの実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 雇用調整助成金活用促進事業受付状況</p> <table border="1" data-bbox="438 721 1233 1039"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>助成決定件数</th> <th>助成決定額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>68件</td> <td>5,917千円</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>57件</td> <td>5,090千円</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>34件</td> <td>3,221千円</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>12件</td> <td>1,120千円</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>6件</td> <td>523千円</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>0件</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>177件</td> <td>15,871千円</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="387 1104 1418 1700"> <p style="text-align: center;">雇用調整助成金活用促進事業 助成状況推移</p> <table border="1" data-bbox="387 1243 1418 1700"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>助成決定件数(件)</th> <th>助成決定額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>6</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>12</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>34</td> <td>3,221</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>57</td> <td>5,090</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>68</td> <td>5,917</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>国の雇用調整助成金の申請件数が単価変更や申請簡略化などの影響により、2倍以上の急激な伸びを見せており、その増加に比例し、8月以降、区の助成事業の申請件数も急増している。また、国の特例措置が3か月間延長されたこともあり、区への助成申請件数もしばらく高い水準で推移することが見込まれる。</p>	月	助成決定件数	助成決定額（千円）	10月	68件	5,917千円	9月	57件	5,090千円	8月	34件	3,221千円	7月	12件	1,120千円	6月	6件	523千円	5月	0件	0千円	計	177件	15,871千円	月	助成決定件数(件)	助成決定額(千円)	5月	0	0	6月	6	523	7月	12	1,120	8月	34	3,221	9月	57	5,090	10月	68	5,917
月	助成決定件数	助成決定額（千円）																																												
10月	68件	5,917千円																																												
9月	57件	5,090千円																																												
8月	34件	3,221千円																																												
7月	12件	1,120千円																																												
6月	6件	523千円																																												
5月	0件	0千円																																												
計	177件	15,871千円																																												
月	助成決定件数(件)	助成決定額(千円)																																												
5月	0	0																																												
6月	6	523																																												
7月	12	1,120																																												
8月	34	3,221																																												
9月	57	5,090																																												
10月	68	5,917																																												

2 緊急経営資金等受付件数

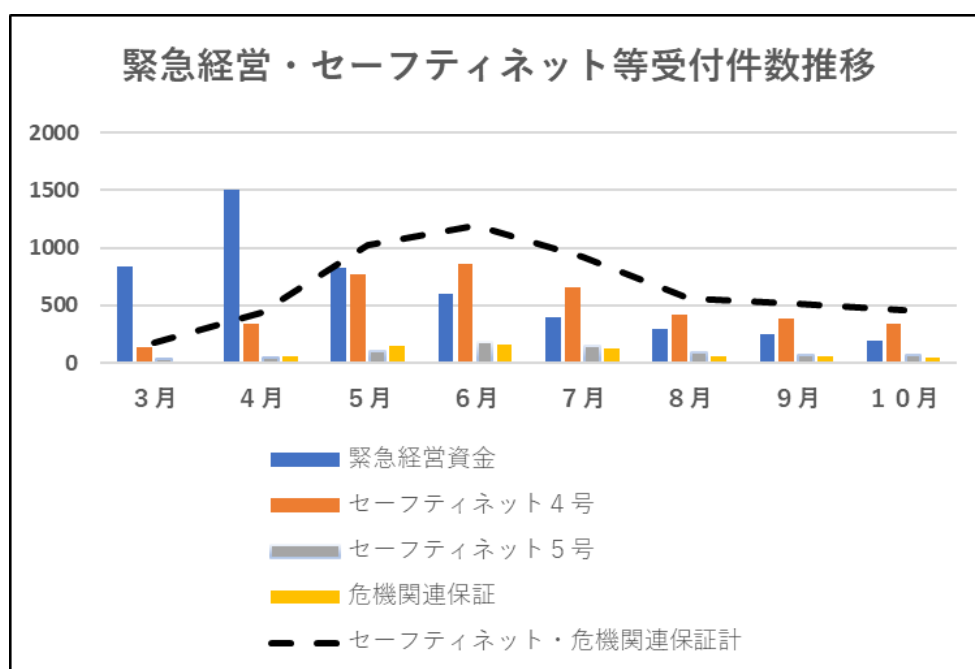
月	緊急経営資金	セーフティネット4号	セーフティネット5号	危機関連保証
10月	188件	345件	69件	42件
9月	251件	388件	66件	63件
8月	290件	419件	92件	53件
7月	391件	651件	151件	121件
6月	598件	858件	177件	163件
5月	827件	767件	106件	151件
4月	1,510件	341件	44件	56件
3月	839件	140件	33件	1件
計	4,894件	3,909件	738件	650件

緊急経営資金は減少傾向である。同様の貸付制度を実施している他区も減少傾向が見られており、企業の資金繰りに関しては一巡した感がある。一方、初めて融資を利用する方の対応が見られるようになった。

※ セーフティネット保証とは

様々な突発的事由によって経営が困難（売上高等が減少）となった中小企業者を対象に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。市区町村が認定する。

- ・ 4号 自然災害等の突発的災害。全都道府県を指定。売上20%減、保証協会100%保証。
- ・ 5号 全国的に業績が悪化している業種。売上5%減、保証協会80%保証。
- ・ 危機関連保証 大規模な経済危機、災害等により中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じており、実際に売上高等の減少がみられる中小企業者を支援するための措置。セーフティネット保証との併用可能。売上15%減、保証協会100%保証。



3 融資実行件数等

月	融資実行件数	実行金額	信用保証料補助額
10月	295件	1,772,500千円	44,110千円
9月	390件	2,710,400千円	71,013千円
8月	487件	3,348,400千円	85,783千円
7月	624件	4,239,700千円	116,416千円
6月	808件	5,315,880千円	141,867千円
5月	882件	6,100,600千円	157,752千円
4月	683件	4,877,200千円	130,009千円
3月	24件	185,500千円	4,835千円
計	4,193件	28,550,180千円	751,785千円

問題点
今後の方針

雇用調整助成金活用促進事業は、申請数が急増しており、さらに国の特例措置期間延長に伴い、引き続き高水準での申請数が見込まれるため、早急に予算措置が必要である。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月12日

件 名	足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会の評価結果について																			
所管部課	産業経済部 企業経営支援課																			
内 容	<p>足立区勤労福祉会館条例第18条に基づき、足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>1 主な業務内容</p> <p>(1) 維持管理業務 館内の美化、備品の管理、防火管理、安全確保等</p> <p>(2) 運営管理業務 会館の利用案内、使用料等の収納、貸し出し管理等</p> <p>2 指定管理者 株式会社エム・ワイ・カンパニー（代表取締役 吉田 誠）</p> <p>3 指定管理料 平成31年度 36,382,095円（税込）</p> <p>4 評価対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日</p> <p>5 評価委員会開催日 令和2年7月27日～令和2年9月2日の間（書面の送受による実施）</p> <p>6 評価委員会委員構成（計6名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 35%;">推 薦 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学識経験者 (有識者を含む)</td> <td>川端 薫【委員長】</td> <td>東京都社会保険労務士会 足立荒川支部</td> </tr> <tr> <td>立田 彰</td> <td>東京税理士会足立支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">関係団体構成員</td> <td>金井 文隆</td> <td>東京商工会議所足立支部</td> </tr> <tr> <td>小泉 博</td> <td>東京地下鉄株式会社</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区職員</td> <td>上遠野 葉子</td> <td>こども支援センターげん き所長</td> </tr> <tr> <td>杉岡 淳子</td> <td>障がい福祉推進室長</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	氏 名	推 薦 団 体	学識経験者 (有識者を含む)	川端 薫【委員長】	東京都社会保険労務士会 足立荒川支部	立田 彰	東京税理士会足立支部	関係団体構成員	金井 文隆	東京商工会議所足立支部	小泉 博	東京地下鉄株式会社	区職員	上遠野 葉子	こども支援センターげん き所長	杉岡 淳子	障がい福祉推進室長
種 別	氏 名	推 薦 団 体																		
学識経験者 (有識者を含む)	川端 薫【委員長】	東京都社会保険労務士会 足立荒川支部																		
	立田 彰	東京税理士会足立支部																		
関係団体構成員	金井 文隆	東京商工会議所足立支部																		
	小泉 博	東京地下鉄株式会社																		
区職員	上遠野 葉子	こども支援センターげん き所長																		
	杉岡 淳子	障がい福祉推進室長																		

	<p>7 評価方法</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、合議によらず、書面の送受による提出資料の確認および指定管理者への質疑により実施した。</p> <p>〈提出資料〉</p> <p>(1) 基本協定書 (1 1) 苦情・要望対応資料 (2) 年度協定書及び仕様書 (1 2) 利用者満足度資料 (3) 平成31年度事業計画書 (1 3) 平成31年度会館利用状況表 (4) 平成31年度版事業概要 (1 4) 接客力向上資料 (5) 管理運営資料 (1 5) 経営状況調査表 (6) 安全確保資料 (1 6) 指定管理者評価シート (7) 法令遵守資料 (1 7) 勤労福祉会館条例、施行規則 (8) 労務管理資料 (1 8) 勤労福祉会館運営基準 (9) 財務運営資料 (1 9) 評価委員会運営要綱 (1 0) 事業の取組資料</p> <p>8 評価結果</p> <p>60点満点中50点 得点率83.3% 総合評価 A (7段階中6)</p> <p>※ 詳細は別紙1「指定管理者評価シート」のとおり (評価項目及び評価基準は、別紙2「評価基準表」参照)</p> <p>9 委員会での主な意見と対応等</p> <p>(1) 主な意見</p> <p>日頃の点検等により施設、設備が適切に維持管理できていた点や、区の30分ルールを遵守し、迅速に所管課への報告ができていた点は評価できる。各種規定が設置され、多様な研修が実施されているが、内容について、スタッフの理解度の確認がなされていないように見受けられた。</p> <p>(2) 対応策</p> <p>研修後のアンケート実施やスタッフから直接意見を聴取することにより、スタッフ個々の理解度を正確に把握し、研修内容の更なる充実や規定の見直しに反映させていく。</p> <p>10 評価結果の公表</p> <p>足立区ホームページにて、令和2年11月下旬掲載予定。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>課題や改善点など、評価結果を管理運営業務に活かすとともに、今後も評価委員会の適切な運営に努めていく。</p>

足立区勤労福祉会館指定管理者業務評価シート

【評価対象年度】 令和元年度年度： 平成31年4月1日～令和2年3月31日
 【評価点】 水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり：3点
 水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理運営状況	適切な管理運営の履行	基本協定や年度協定、事業計画に沿って適切に管理運営されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		施設の管理運営体制 ◆スタッフの連携・協力体制 ◆区との報告・連絡・相談による協働等（定例会毎月）	4	4	4.0 (5点満点)
		適切な人員配置 ◆管理責任者（職務代行者含む）が常時配置されている ◆業務に必要な人数が確保されている ◆AED操作、救命講習受講の職員の配置等	4	4	
		事故への対応 ◆緊急連絡網が作成されている ◆マニュアルが策定され、職員に周知されている	5	5	
		施設の清掃の実施 ◆建物清掃（毎日）定期清掃（年3回）ガラス清掃（年3回）じゅうたん清掃（年2回）特別清掃（年1回） ◆館内殺虫消毒、防鼠作業（年2回）	5	5	
	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員会	
	安全性の確保	施設・設備の安全性の確保 ◆設備等の破損・経年劣化への対応（適切な修繕等）	4	4	4.5 (5点満点)
		施設・設備の保全（各種保守点検）の実施 ◆エレベーター、自動ドア、空調設備点検 自家用電気工作物点検、電気点検（毎月）	5	5	
		防災への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している ◆火災、地震等を想定した防災訓練の実施	4	4	
		防犯への配慮 ◆館内外の巡回、異常等の記録及び報告 ◆鍵の管理の徹底（マニュアルの適宜見直し含む）	5	5	
	法令等の遵守（※倫理性も含む）	個人情報保護、公契約条例等は遵守されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		個人情報保護の取組 ◆内部規定の策定 ◆研修の実施	4	4	4.5 (5点満点)
各種法令等の遵守 ◆研修の実施		5	5		
利用記録等各種情報の管理 ◆保管場所の施錠 ◆保存年限が過ぎた書類の適切な破棄		5	5		
個人情報事故への対応 ◆個人情報の漏洩や個人データ紛失事故等の有無		5	5		
公契約条例の遵守（適用施設は必須） ◆労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金等が支払われているか、また、台帳の整備がされているか		5	5		

足立区勤労福祉会館指定管理者業務評価シート

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理運営状況	適切な労務管理	労務環境が整備され適切に管理運営されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		労働契約の整備等 ◆契約内容は適切で不備等はないか ◆労働条件の書面での明示	5	5	4.0 (5点満点)
		労働条件等の適用 ◆労働時間、休憩・休暇、勤務シフト等の適正な運用 ◆服務規律は適切か	5	5	
		健康・安全衛生管理、各種保険制度 ◆スタッフの健康診断、安全衛生の確保 ◆年金、雇用保険等が整備されているか	5	4	
		執務環境の整備等 ◆快適な職場となるよう管理されているか ◆ワークライフバランスの推進	3	3	
	適切な財務運営・財産管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員会	
	適切な財務・財産管理	経理処理 ◆経理の明確な区分 ◆帳簿、関係書類による経理状況の明確化	5	5	4.8 (5点満点)
		経理・現金に関する書類等の管理 ◆帳簿、領収書等が整理保存されている	5	5	
		経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置	5	5	
		外部者によるチェック体制の構築 ◆定期的に公認会計士等、外部者によるチェックを受けている。	5	5	
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		事業の企画、実施、成果 ◆自主事業の実施及び成果 ◆新規事業実施や既存事業の改善に取り組んでいるか	4	4	4.0 (5点満点)
		利用促進への取組（広報、PR等） ◆ホームページの充実 ◆地域への案内及びチラシの配布等周知	4	3	
		地域特性に配慮した取組 ◆近隣施設・商店街等との連携及び成果 ◆地域住民との連携	5	5	
		環境配慮への取組 ◆エコ対策の実施及び成果	5	5	

足立区勤労福祉会館指定管理者業務評価シート

大項目	中項目	確認項目	評価点		
事業効果	苦情要望等への対応	利用者からの要望・苦情に対して適切に対応しているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		要望苦情の受付体制 ◆意見箱の設置 ◆利用者からの要望を積極的に聴取しているか	5	5	4.8 (5点満点)
		要望・苦情の対応 ◆対応方法が明確になっているか ◆適切な対応を取れているか	5	5	
		要望・苦情の対応結果公表 ◆掲示板等での要望・苦情の対応結果が公表されているか	5	5	
	利用者の満足度(アンケート調査等による)	利用者の満足を得られているのか 係数×2	指定管理者	担当課	評価委員会
		施設の快適さ ◆利用者の満足度 ◆施設の清潔さ、案内サインの充実	8	8	8.3 (10点満点)
		接客の満足度 ◆窓口対応や挨拶、利用者への声かけ ◆清潔な身だしなみ	10	10	
		職員の対応 ◆施設の利用方法や貸出物品の使用法の説明のわかりやすさ	10	10	
		貸出物品の周知と運用 ◆利用者向けの案内が作成され周知されているか ◆運用マニュアルが策定され、適切に運用されているか	8	8	
	利用の状況	施設が有効に利用されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		施設利用状況(環境の変化など外部要因を考慮) ◆利用件数 ◆利用率	4	4	3.7 (5点満点)
		施設利用状況の分析 ◆聞き取りやアンケート等により利用者、団体の傾向を的確に把握しているか	4	3	
施設利用増への取り組み ◆利用向上に向けた具体的な取り組みがなされているか		4	4		

足立区勤労福祉会館指定管理者業務評価シート

大項目	中項目	確認項目	評価点		
その他	接客サービスの向上	接客サービス向上への取組が実施されているか 係数×2	指定管理者	担当課	評価委員会
		人材育成への取り組み ◆各種研修の実施	10	10	8.0 (10点満点)
		業務改善の取り組み ◆利用者の要望を業務に反映させているか ◆各種業務について定期的に見直し、改善しているか	8	8	
		職員への情報共有 ◆伝達事項を職員に共有する体制が構築されているか ◆困難事例等の共有や事例検討がなされているか	8	8	
合計点			205点 満点225点	202点 満点225点	50.6点 満点60点

評価委員会 総合評価意見	<p>施設、設備が老朽化する中、日頃の点検やメンテナンスにより適切な安全管理ができていた。また、区の30分ルールを遵守し、所管課に対し軽微なことでも迅速に報告できていたことは評価できる。</p> <p>個人情報、接客、事故対応等多岐にわたってマニュアルが作成され、年度を通じて研修や訓練も実施されている。今後はアンケートや聞き取りによってスタッフの理解度を確認し、見直しを行うことで、スタッフの更なるスキル向上や利用者満足度の向上につなげてほしい。</p> <p>利用者アンケート等の分析により、ターゲットを絞った周知を行っていることは評価できる。利用率が前年度より低下していることを考えると、新規利用者獲得につながる周知や既存の利用団体との連携等、具体策を早急に講じていくべきである。</p> <p>新型コロナウイルスの影響が出て以降、施設の管理運営にも変化が求められている。休館時の利用者への説明、対応等はしっかりできていたが、今後は安全面、衛生面において、新しい日常に合った施設管理を行い、多くの人が安心して利用できる施設にしてほしい。</p>
-----------------	---

評価委員会 評価結果	得点	評価	⇒	ランク	⇒	総合評価
	50点	A		無		A

※得点は評価委員会の各項目の平均点（小数点第二位を四捨五入）の合計。

※合計後、小数点以下は切り捨て、整数とする。

＜評価委員会評価基準＞

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
60点	36点	54点以上	50点以上 53点以下	45点以上 49点以下	40点以上 44点以下	36点以上 40点以下	33点以上 35点以下	32点以下
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」…評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 評価基準表

評価項目	配点 係数	評価内容及び評価点				
		水準を大きく 上回る 5点	水準を上回る 4点	水準どおり 3点	水準を下回る 2点	水準を大きく 下回る 1点
(1) 基本協定・年度協定や事業計画に沿って適切に管理運営されているか	× 1 (5点)	各種協定や事業計画に基づく管理運営が確実かつ適切に行われており、従業員の専門性も非常に高い。	各種協定や事業計画に基づく管理運営が適切に行われており、従業員の専門性も高い。	各種協定や事業計画に基づく管理運営が一通り行われており、従業員体制も十分に整備されている。	各種協定や事業計画に基づく管理運営が不十分であり、従業員体制も問題がある。	各種協定や事業計画に基づく管理運営に問題があり、従業員体制も大幅な改善が必要である。
(2) 施設の安全性は確保されているか	× 1 (5点)	施設の安全点検が徹底され、犯罪や災害等不測の事態が生じた際にも、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されている。	施設の安全点検をはじめ、防犯や防災への配慮が適切に行われており、利用者が安心して利用できる環境にある。	施設の安全点検をはじめ、防犯や防災への配慮が一通り行われており、施設利用に支障がない環境にある。	施設の安全点検、防犯や防災への配慮が不十分であり、利用者が安心して利用できる環境づくりに欠けている。	施設の安全点検、防犯や防災への配慮に問題があり、利用者が安心して利用できる環境づくりに欠けて、大幅な改善が必要である。
(3) 個人情報保護、公契約条例等は遵守されているか	× 1 (5点)	個人情報の保護や各種法令の遵守が徹底される体制が整備され、従業員への教育や研修など、高次な取り組みで万全を期している。	個人情報の保護や各種法令が遵守されており、従業員への教育や研修も適切に行われている。	個人情報の保護や各種法令が遵守されており、従業員への教育や研修も一通り行われている。	従業員に対する個人情報の保護や各種法令が遵守に対する意識が不十分であり、問題が発生する不安がある。	従業員に対する個人情報の保護や各種法令が遵守に対する意識が低く、改善が必要である。
(4) 労務環境が整備され適切に管理運営されているか	× 1 (5点)	労働条件・契約内容が細部まで整備され、執務環境を含む労働環境も徹底して高い水準で維持されている。	労働条件・契約内容が細部まで整備され、執務環境を含む労働環境が適切に維持されている。	労働条件・契約内容が適切に整備され、執務環境を含む労働環境が一通り維持されている。	労働条件・契約内容が整備されておらず、執務環境を含む労働環境が不十分である。	労働条件・契約内容が整備されておらず、執務環境を含む労働環境の大幅な改善が必要である。

足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 評価基準表

評価項目	配点 係数	評価内容及び評価点				
		水準を大きく 上回る 5点	水準を上回る 4点	水準どおり 3点	水準を下回る 2点	水準を大きく 下回る 1点
(5) 適切な財務運営・財産管理が行われているか	×1 (5点)	会計帳簿や関連書類で収支が容易に把握できる状態にあり、管理体制も徹底されている。	会計帳簿や関連書類で収支が容易に把握できる状態にあり、管理状況も適切である。	会計帳簿や関連書類が一通り整理されており、管理体制も概ね問題ない状態である。	会計帳簿や関連書類で収支が正確に把握できておらず、管理体制にも不備がみられる。	会計帳簿や関連書類で収支が把握できておらず、管理体制にも問題があり、大幅な改善が必要である。
(6) 事業計画どおりのサービスが提供されているか	×1 (5点)	新たな自主事業が計画に沿って実施されており、サービス向上や利用促進、地域特性に配慮した取組においても特段の努力が見られる。	自主事業が計画に沿って実施されており、かつサービス向上や利用促進や地域特性に配慮した取組の工夫を行っている。	自主事業が計画に沿って実施されており、かつサービス向上や利用促進や、地域特性に配慮した取組が行なわれている。	自主事業が計画に沿って実施されておらず、サービス向上や利用促進の取組みも十分に行われていない。	自主事業が計画に沿って実施されておらず、サービス向上や利用促進の取組みも大幅な改善が必要である。
(7) 利用者からの要望・苦情に対して適切に対応しているか	×1 (5点)	要望・苦情を積極的に受付けており、その対応や結果公表が適切かつ迅速に行われている。	要望・苦情の受付体制が確立されており、その対応や結果公表が適切に行われている。	要望・苦情の受付体制が確立されており、その対応や結果公表が一通り行われている。	要望・苦情の受付体制に課題があり、その対応や結果公表が不十分である。	要望・苦情の受付体制に大きな問題があり、その対応や結果公表に大幅な改善が必要である。
(8) 利用者の満足を得られているか	×2 (5点)	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、非常に高い評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、高い評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、一定の評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、低い評価を受けている。	利用者の満足度や施設の清掃状況、職員の接客について、非常に低い評価を受けている。

足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 評価基準表

評価項目	配点 係数	評価内容及び評価点				
		水準を大きく 上回る 5点	水準を上回る 4点	水準どおり 3点	水準を下回る 2点	水準を大きく 下回る 1点
(9) 施設が有効に利用されているか	×1 (5点)	利用件数、利用率が目標を上回り、利用増に向けた取組の成果があらわれている。	利用率が目標を概ね達成されており、利用増に向けた取組も積極的に行われている。	利用率が維持されており、適切なサービス等により施設が有効に活用されている。	利用率が目標を下回っており、利用増に向けた取組が不十分である。	利用率が目標を大きく下回り、利用増に向けた取組に大幅な改善が必要である。
(10) 接客サービス向上への取組が実施されているか	×2 (5点)	職員に対する研修が計画的かつ効果的に実施され、接客力の向上や業務改善に格段の進歩が見られる。	職員に対する研修が計画的に実施され、接客力の向上や業務改善が図られている。	職員に対する研修が実施され、接客力の向上や業務改善が図られている。	職員に対する研修が不足しており、接客力の向上や業務改善の取組みが不十分である。	職員に対する研修に問題があり、接客力の向上や業務改善の取組みに大きな改善が必要である。

※評価シート「ランクダウン」の項目について

指定管理者から報告があった事故等に対して、所管課は必要と判断したものについては、「業務評価シート【特記事項】詳細」を作成し、評価委員会へ提出する。

悪質な事故等の場合、評価委員会の判断により、総合評価をワンランク下げるなどの対応を取る。

各委員の採点を集計し、得点率による判定結果を出した後、その結果からランクダウンするかどうかは委員会での話し合いにより決定する。

例) 判定結果 A⁺→B⁺ 判定結果 B⁺→C など

産業環境委員会報告資料

令和2年11月12日

件名	小規模事業者経営改善補助金（新型コロナウイルス感染症対応特別枠）の申請状況について																
所管部課	産業経済部 産業振興課																
内容	<p>小規模事業者経営改善補助金（新型コロナウイルス感染症対応特別枠）（※）の申請状況について報告する。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の対策に要した経費を対象 上限補助金額：20万円（補助率4/5）</p> <p>1 小規模事業者経営改善補助金（新型コロナウイルス感染症対応特別枠）申請件数等</p> <table border="1" data-bbox="453 757 1401 1196"> <thead> <tr> <th></th> <th>総計</th> <th colspan="2">（内訳）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>1,991件</td> <td>5月：73件 7月：360件 9月：400件</td> <td>6月：432件 8月：396件 10月：330件</td> </tr> <tr> <td>交付決定件数</td> <td>1,728件</td> <td>5月：38件 7月：323件 9月：366件</td> <td>6月：345件 8月：327件 10月：329件</td> </tr> <tr> <td>交付決定金額</td> <td>283,394千円</td> <td>5月：6,043千円 7月：52,149千円 9月：61,882千円</td> <td>6月：53,997千円 8月：54,543千円 10月：54,780千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 5月については、5月18日から5月31日分までを計上</p> <p>2 主な申請内容</p> <p>(1) パソコン テレワークやWEB会議で使用するため</p> <p>(2) 感染防止用品（消毒液、空気清浄機等） 従業員や顧客への感染拡大防止のため</p> <p>3 追加補正（令和2年10月20日 10号補正）及び要件緩和について</p> <p>(1) 4億1千万円の増額補正（20万円×2,050件）</p> <p>(2) 申請受付末日の延長 ※「令和2年12月1日まで」から「令和3年3月1日まで」に変更</p> <p>(3) 令和2年3月までに創業した事業者について、起業後1年間経過せずに申請可能とする制度の緩和</p> <p>4 アンケートの追加実施 当補助金の申請企業に対し、新型コロナウイルスの影響度調査を開始した。</p>		総計	（内訳）		申請件数	1,991件	5月：73件 7月：360件 9月：400件	6月：432件 8月：396件 10月：330件	交付決定件数	1,728件	5月：38件 7月：323件 9月：366件	6月：345件 8月：327件 10月：329件	交付決定金額	283,394千円	5月：6,043千円 7月：52,149千円 9月：61,882千円	6月：53,997千円 8月：54,543千円 10月：54,780千円
	総計	（内訳）															
申請件数	1,991件	5月：73件 7月：360件 9月：400件	6月：432件 8月：396件 10月：330件														
交付決定件数	1,728件	5月：38件 7月：323件 9月：366件	6月：345件 8月：327件 10月：329件														
交付決定金額	283,394千円	5月：6,043千円 7月：52,149千円 9月：61,882千円	6月：53,997千円 8月：54,543千円 10月：54,780千円														
問題点 今後の方針	今後も申請に関する問合せについては丁寧に対応し、申請書類の内容を確認のうえ、速やかに支払い等の手続きを進めていく。																

産業環境委員会報告資料

令和2年11月12日

件名	「光の祭典2020」の実施について
所管部課	産業経済部 産業振興課、一般財団法人足立区観光交流協会
内容	<p>1 目的</p> <p>(1) 竹ノ塚駅周辺及び竹の塚けやき大通りのイルミネーション実施により、不特定多数の集客で密になりやすい状況を避けながらも、竹ノ塚駅利用者を地元商店街等へ誘導して消費活性化を図る。</p> <p>(2) 光の祭典に関連したデジタルコンテンツを作成し、光の祭典の新たな楽しみ方を提供する。</p> <p>2 主催</p> <p>一般財団法人足立区観光交流協会・足立区</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) イルミネーション</p> <p>ア 会場</p> <p>(ア) 東武スカイツリーライン竹ノ塚駅周辺</p> <p>(イ) 東武スカイツリーライン竹ノ塚駅と国道4号線竹の塚交差点を繋ぐ、「竹の塚けやき大通り」約1kmの街路樹</p> <p>イ 期間及び点灯時間</p> <p>(ア) 期間</p> <p>令和2年12月5日(土)～令和3年1月11日(月・祝)</p> <p>(イ) 点灯時間</p> <p>午後5時から午後10時まで</p> <p>ウ 委託事業者</p> <p>(ア) 株式会社 泰正(中央区京橋2-4-12)</p> <p>(イ) 代表取締役社長 正木 崇司</p> <p>(ウ) 主な事業 イルミネーション事業(国営公園や商業施設などで企画、施工、販売を実施)など</p> <p>※ 平成30年度プロポーザルで事業者選定</p> <p>(2) 【新規】「デジタル・イルミネーション光の祭典2020」</p> <p>ア 『CG版光の祭典に行ってみた!』</p> <p>(ア) 利用可能期間</p> <p>令和2年12月4日(金)に開始。※ 終了日は特に設けない。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>昨年の「光の祭典」の動画にCG加工を施したオリジナル動画を配信する。</p>

	<p>イ 『AR版光の祭典を撮ってみた!』</p> <p>(ア) 利用可能期間 令和2年12月4日(金)～令和3年2月28日(日)</p> <p>(イ) 内容 AR(※)で作成したイルミネーションオブジェを利用者のスマートフォン等に表示し、一緒に写真撮影ができるコンテンツを提供する。現れるオブジェは全8種類で、出現確率が低いレアオブジェも設定予定。【別添資料1】</p> <p>※ ARとは「Augmented Reality」の略で、一般的に「拡張現実」と訳される。実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示する。</p> <p>ウ 委託事業者 (ア) クレヨンピクチャーズ株式会社(台東区台東2-31-7) (イ) 代表取締役社長 小林 竜也 (ウ) 主な事業 3Dプロジェクションマッピングなどを使ったイベントプロモーション及びCG、WEB、グラフィックデザインなど</p> <p>※ 指名競争入札により選定</p> <p>エ その他 ARオブジェと撮影した写真画像を応募することで景品が当たるプレゼント企画を実施する。景品は全3コース(図書カードや友好自治体特産品等)を用意し、抽選で約100名の当選を予定している。</p> <p>4 その他 環境への配慮として、全ての電飾にLEDを使用する。また、グリーン電力の購入を予定している。</p> <p>5 連携イベント イルミネーションサンアヤセ(サンアヤセ商店街振興組合主催)については、例年通り実施していた公園でのイベントは中止する。(担当 産業振興課)</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>区内小・中学校等にデジタルコンテンツ利用PRのチラシを配布し、広く周知する。</p>